

北海道告示第11389号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(日高振興局管内東部沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年9月18日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
かにかご漁業(けがに)	日高東部沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西、幌泉郡と様似郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から212度45分の線以東の海域	12月5日から翌年2月22日まで	26隻	10トン未満	日高振興局管内に住所を有する者	<p>令和6年9月19日から同年10月18日まで</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年11月30日までとする。</li> <li>起業の認可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年5月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</li> <li>申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</li> <li>許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。 (3)漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。 (4)けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (5)海中に敷設するかご数は、700個以内でなければならない。 (6)脱皮直後のけがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7)かごの網目は、3寸8分(結節から結節までの長さが5.75センチメートル)以上の大きさでなければならない。ただし、底網についてはこの限りではない。 (8)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を明記した標識を付けなければならない。 (9)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</li> </ol>